明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○子ども・子育て支援法施行規則及び内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四四）　一

〔府令・省令〕

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働二）　七

〔省　令〕

○法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働四）　八

○財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（財務五四）　九

○国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五三）　一〇

〔告　示〕

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（内閣府三〇四九）　一二

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（内閣府・文部科学・厚生労働二）　一三

○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三三二）　一四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一八

特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事開始関係　二一

地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二三

会社その他
会社決算公告　二三

府令

○内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則及び内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎